

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第53号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年香川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(普通調整交付金の種類)	(普通調整交付金の種類)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 普通調整交付金調整分は、条例 <u>第5条第1項各号</u> に掲げる事項の市町間における格差を勘案して交付する。	3 普通調整交付金調整分は、条例 <u>第5条第1項第1号及び第2号</u> に掲げる事項又は同項各号に掲げる事項の市町間における格差を勘案して交付する。
4 略	4 略
(普通調整交付金調整分の額の算定等)	(普通調整交付金調整分の額の算定等)
第5条 普通調整交付金調整分は、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超える市町に対して交付する。	第5条 普通調整交付金調整分は、第1号に掲げる額（以下「調整対象需要額」という。）が第2号に掲げる額（以下「調整対象収入額」という。）を超える市町に対して交付する。
(1) 条例第5条第1項第2号及び <u>第3号</u> に掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額	(1) 条例第5条第1項第2号及び <u>第4号</u> に掲げる事項又は同項第2号から第4号までに掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額
(2) 条例 <u>第5条第1項各号</u> に掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額	(2) 条例 <u>第5条第1項第1号及び第2号</u> に掲げる事項又は同項各号に掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額
2 普通調整交付金調整分の額は、当該市町の <u>前項第1号</u> に掲げる額から当該市町の <u>同項第2号</u> に掲げる額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。	2 普通調整交付金調整分の額は、当該市町の調整対象需要額から当該市町の調整対象収入額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。
(特別調整交付金の額)	(特別調整交付金の額)
第6条 略	第6条 条例第6条第1項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額の合算額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額（調整交付金算定省令第6	(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算

条第3号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。以下この号において同じ。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額（同条第3号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。以下この号において同じ。）の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額（同条第3号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。）同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額（同号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。）及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（同号に規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。）の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（同条第4号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。）

当該療養の給付に係る一部負担金の減免額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者に係る一部負担金の減免額については、当該被保険者がなお負担すべき額について行った減免額に限る。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の3分の1以内の額

(3) 略

附 則

3 退職被保険者等所属市町村に係る第6条の規定の適用については、同条第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第4条第1項の調整対象需要額」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項の調整対象需要額から、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に、同項第3号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額」と、同条第2

された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額、同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（調整交付金算定省令第6条第3号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。）当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の3分の1以内の額

(3) 略

附 則

3 退職被保険者等所属市町村に係る第6条の規定の適用については、同条第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第4条第1項の調整対象需要額」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項の調整対象需要額から、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に、同項第3号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額」と、同条第2

号中「被保険者に係る額」とあるのは「一般被保険者及び退職被保険者等に係る額」と、「同条第4号」とあるのは「調整交付金算定省令附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第6条第4号」と、「被保険者に係る一部負担金」とあるのは「一般被保険者に係る一部負担金」と、「当該被保険者」とあるのは「当該一般被保険者」とする。

(病床転換支援金等を納付する市町の調整交付金の特例)

4 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項第2号中「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

5 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第2項の規定により読み替えられた第4条の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた同条第1項第2号中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは、「及び病床転換支援金の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

(普通調整交付金定率分の額の算定の特例)

6 平成26年度までの各年度における第4条第1項第4号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第24条第1項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額とする。

7 市町について、平成25年度までの各年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第4条第1項第1号（退職被保険者等所属市町村にあっては、附則第2項の規定により読み替えられた同号）の規定を適用する場合においては、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第19条第1項第1号に掲げる額を除く。以下同じ。）」とする。

号中「による療養の給付に係る一部負担金の減免額」とあるのは「による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）」と、「額の合算額が、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）の合算額が、」と、「額、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）、」と、「額及び」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）及び」と、「控除した額の」とあるのは「控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）の」と、「第6条第3号」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第6条第3号」とする。

(病床転換支援金等を納付する市町の調整交付金の特例)

4 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第4条の規定を適用する場合においては、第4条第1項第2号中「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

5 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、第2項の規定により読み替えられた第4条の規定を適用する場合においては、第2項の規定により読み替えられた第4条第1項第2号中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは、「及び病床転換支援金の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

(平成20年度及び平成21年度における普通調整交付金定率分の額の算定の特例)

6 平成20年度及び平成21年度における第4条第1項第4号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第24条第1項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額とする。

7 市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、平成20年度及び平成21年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第4条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第19条第1項第2号に掲げる額を除く。以下同じ。）」と、「同号口」とあるのは「調整交付金算定省令第4条第1項第1号口」

とする。

- 8 退職被保険者等所属市町村について、平成20年度及び平成21年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第2項の規定により読み替えられた第4条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第19条第1項第2号に掲げる額を除く。以下同じ。）」と、「同号口」とあるのは「調整交付金算定省令附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項第1号口」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は、平成24年度分の調整交付金から適用する。